

さいたま市水道局企業管理規程第17号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（通勤手当）</p> <p>第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万6,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万9,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万2,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万5,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万9,100円</u></p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万4,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u></p>

0円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) [略]

2~26 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2・3 [略]

4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、100分の127.5を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条において「特定管理職員」という。）にあっては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

5 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

6~10 [略]

(勤勉手当)

第22条 [略]

2~4 [略]

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職

0円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) [略]

2~26 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2・3 [略]

4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、100分の125を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

5 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

6~10 [略]

(勤勉手当)

第22条 [略]

2~4 [略]

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職

員の勤務期間による割合（第7項において「期間率」という。）に勤務成績による割合（第11項において「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

6～10 [略]

11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の112.5（特定管理職員にあっては、100分の132.5）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）

12 [略]

員の勤務期間による割合（第7項において「期間率」という。）に勤務成績による割合（第11項において「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

6～10 [略]

11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の110（特定管理職員にあっては、100分の130）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）

12 [略]

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

企 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	191,600	267,300	301,000	332,100	371,700	411,400	463,100	520,600
	2	192,800	268,800	302,600	333,700	374,000	413,900	466,000	523,400
	3	193,900	270,300	304,200	335,300	376,200	416,300	468,800	526,200
	4	195,000	271,800	305,800	336,900	378,400	418,700	471,600	529,000
	5	196,100	273,300	307,300	338,500	380,600	421,100	474,400	531,800
	6	197,600	274,800	308,900	340,100	382,800	423,600	477,200	534,500
	7	199,100	276,300	310,500	341,700	385,000	426,000	479,900	537,200
	8	200,600	277,800	312,100	343,300	387,200	428,400	482,600	539,900
	9	202,100	279,300	313,600	344,900	389,400	430,800	485,300	542,600
	10	203,900	280,800	315,200	346,500	391,600	433,200	488,100	545,100
	11	205,600	282,200	316,800	348,100	393,800	435,600	490,800	547,500
	12	207,300	283,700	318,400	349,700	396,000	438,000	493,500	549,900
	13	209,000	285,100	319,900	351,300	398,200	440,400	496,200	552,300
	14	210,800	286,500	321,500	352,900	400,400	442,700	498,700	554,300
	15	212,500	287,900	323,100	354,500	402,600	445,000	501,100	556,300
	16	214,200	289,300	324,700	356,100	404,800	447,300	503,500	558,300
	17	215,900	290,700	326,200	357,700	407,000	449,500	505,900	560,200
	18	217,700	292,100	327,800	359,300	409,200	451,800	508,100	561,900
	19	219,400	293,500	329,400	360,900	411,300	454,100	510,300	563,500
	20	221,100	294,900	331,000	362,500	413,500	456,400	512,500	565,100
	21	222,800	296,300	332,500	364,100	415,600	458,600	514,600	566,700
	22	224,600	297,700	334,100	365,700	417,700	460,200	516,100	568,100
	23	226,300	299,000	335,600	367,300	419,800	461,700	517,600	569,500
	24	228,000	300,400	337,200	368,900	421,900	463,300	519,100	570,900
	25	229,700	301,700	338,700	370,500	423,900	464,800	520,600	572,200
	26	231,000	303,000	340,300	372,100	425,800	466,400	521,800	
	27	232,300	304,300	341,800	373,700	427,600	467,900	523,000	
	28	233,600	305,600	343,400	375,300	429,500	469,500	524,200	
	29	234,900	306,800	344,900	376,900	431,300	471,000	525,400	
	30	236,200	308,000	346,500	378,500	432,800	472,500	526,300	
	31	237,400	309,200	348,000	380,100	434,300	473,900	527,100	
	32	238,600	310,400	349,600	381,700	435,800	475,400	528,000	
	33	239,800	311,600	351,100	383,200	437,200	476,800	528,800	
	34	241,000	312,800	352,700	384,800	438,500	478,000	529,500	
	35	242,200	314,000	354,200	386,400	439,800	479,100	530,200	
	36	243,400	315,200	355,800	388,000	441,100	480,300	530,900	
	37	244,600	316,300	357,300	389,500	442,300	481,400	531,500	
	38	245,800	317,500	358,900	391,100	443,600	482,600		
	39	247,000	318,700	360,400	392,600	444,800	483,700		
	40	248,200	319,900	362,000	394,200	446,100	484,900		
	41	249,300	321,000	363,500	395,700	447,300	486,000		
	42	250,500	322,200	365,100	397,300	448,100	487,000		

43	251,700	323,400	366,600	398,800	448,900	487,900	
44	252,900	324,600	368,100	400,300	449,700	488,900	
45	254,000	325,700	369,600	401,800	450,400	489,800	
46	255,200	326,900	371,100	403,100	451,100	490,500	
47	256,400	328,100	372,600	404,300	451,800	491,200	
48	257,600	329,300	374,100	405,600	452,500	491,900	
49	258,700	330,400	375,600	406,800	453,200	492,500	
50	259,900	331,600	376,900	408,000	453,800	493,200	
51	261,100	332,800	378,200	409,100	454,400	493,800	
52	262,300	334,000	379,500	410,300	455,000	494,400	
53	263,400	335,100	380,800	411,400	455,500	495,000	
54	264,600	336,300	381,900	412,200	456,000	495,700	
55	265,800	337,500	382,900	412,900	456,500	496,300	
56	267,000	338,700	383,900	413,700	457,000	496,900	
57	268,100	339,800	384,900	414,400	457,400	497,500	
58	269,300	340,800	385,900	415,100	457,900		
59	270,400	341,800	386,800	415,700	458,400		
60	271,600	342,800	387,700	416,300	458,900		
61	272,700	343,800	388,600	416,900	459,300		
62	273,800	344,700	389,500	417,500	459,800		
63	274,900	345,500	390,400	418,100	460,200		
64	276,000	346,400	391,300	418,700	460,600		
65	277,100	347,200	392,100	419,200	461,000		
66	278,200	348,000	392,900	419,800	461,500		
67	279,200	348,800	393,700	420,300	461,900		
68	280,200	349,600	394,500	420,800	462,300		
69	281,200	350,400	395,300	421,300	462,700		
70	282,100	351,200	396,000	421,700	463,100		
71	282,900	351,900	396,700	422,000	463,400		
72	283,700	352,700	397,400	422,300	463,700		
73	284,500	353,400	398,100	422,600	464,000		
74	285,300	354,200	398,800	422,900	464,400		
75	286,100	354,900	399,500	423,200	464,700		
76	286,900	355,600	400,200	423,500	465,000		
77	287,700	356,300	400,800	423,800	465,300		
78	288,500	357,000	401,400	424,100			
79	289,300	357,600	402,000	424,400			
80	290,100	358,300	402,600	424,700			
81	290,900	358,900	403,100	424,900			
82	291,500	359,400	403,600	425,200			
83	292,100	359,900	404,100	425,400			
84	292,700	360,400	404,600	425,700			
85	293,300	360,800	405,000	425,900			
86	293,700	361,300	405,400	426,200			
87	294,000	361,800	405,800	426,400			
88	294,400	362,300	406,200	426,700			

別表第4を次のように改める。

別表第4（第28条関係）

会計年度任用職員企業職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
1	184,800	1,147	997
2	186,100	1,156	1,005
3	187,200	1,164	1,012
4	188,300	1,172	1,019
5	189,500	1,180	1,026
6	191,100	1,189	1,034
7	192,800	1,197	1,041
8	194,400	1,206	1,049
9	196,000	1,215	1,056
10	197,800	1,228	1,067
11	199,600	1,239	1,077
12	201,300	1,252	1,088
13	203,100	1,263	1,098
14	204,900	1,276	1,109
15	206,700	1,287	1,119
16	208,400	1,299	1,129
17	210,200	1,311	1,140
18	212,000	1,323	1,150
19	213,800	1,336	1,161
20	215,500	1,348	1,172
21	217,300	1,360	1,182
22	219,100	1,372	1,193
23	220,900	1,384	1,204
24	222,700	1,396	1,214
25	224,400	1,409	1,225
26	225,700	1,420	1,235
27	227,100	1,432	1,246
28	228,400	1,444	1,255
29	229,800	1,455	1,265
30	231,100	1,466	1,275
31	232,300	1,478	1,285
32	233,700	1,489	1,295
33	234,900	1,500	1,304
34	236,300	1,511	1,314
35	237,500	1,522	1,323
36	238,800	1,533	1,333
37	240,100	1,543	1,342
38	241,300	1,555	1,352
39	242,500	1,565	1,361
40	243,800	1,576	1,370
41	245,000	1,587	1,380
42	246,300	1,599	1,391
43	247,500	1,611	1,401
44	248,700	1,623	1,411
45	250,000	1,635	1,422
46	251,200	1,647	1,432
47	252,400	1,660	1,443
48	253,700	1,672	1,454
49	254,900	1,684	1,464
50	256,200	1,696	1,475
51	257,400	1,709	1,486
52	258,600	1,721	1,496
53	259,900	1,734	1,507
54	261,100	1,746	1,518

55	262, 300	1, 758	1, 529
56	263, 600	1, 770	1, 539
57	264, 800	1, 782	1, 550
58	266, 000	1, 794	1, 560
59	267, 200	1, 806	1, 570
60	268, 400	1, 817	1, 580
61	269, 600	1, 827	1, 589
62	270, 800	1, 840	1, 600
63	271, 900	1, 850	1, 609
64	273, 200	1, 862	1, 619
65	274, 300	1, 873	1, 628
66	275, 400	1, 885	1, 639
67	276, 600	1, 896	1, 649
68	277, 700	1, 908	1, 659
69	278, 700	1, 919	1, 668
70	279, 800	1, 928	1, 676
71	280, 700	1, 938	1, 685
72	281, 600	1, 947	1, 693
73	282, 500	1, 956	1, 701
74	283, 500	1, 965	1, 708
75	284, 400	1, 972	1, 715
76	285, 300	1, 982	1, 723
77	286, 300	1, 989	1, 730
78	287, 200	1, 996	1, 735
79	288, 100	2, 002	1, 741
80	289, 000	2, 009	1, 747
81	290, 000	2, 015	1, 752
82	290, 800	2, 020	1, 756
83	291, 500	2, 020	1, 756
84	292, 200	2, 020	1, 756
85	293, 000	2, 020	1, 756
86	293, 500	2, 020	1, 756
87	293, 900	2, 020	1, 756
88	294, 300	2, 020	1, 756
89	294, 700	2, 020	1, 756

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第28条関係）

会計年度任用職員企業職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
1	184,800	1,305	1,135
2	186,100	1,314	1,143
3	187,200	1,322	1,150
4	188,300	1,330	1,156
5	189,500	1,339	1,164
6	191,100	1,350	1,174
7	192,800	1,362	1,184
8	194,400	1,373	1,194
9	196,000	1,384	1,204
10	197,800	1,397	1,215
11	199,600	1,410	1,226
12	201,300	1,422	1,236
13	203,100	1,435	1,247
14	204,900	1,447	1,258
15	206,700	1,460	1,270
16	208,400	1,472	1,280
17	210,200	1,485	1,291
18	212,000	1,498	1,302
19	213,800	1,510	1,313
20	215,500	1,522	1,324
21	217,300	1,535	1,335
22	219,100	1,548	1,346
23	220,900	1,560	1,357
24	222,700	1,573	1,368
25	224,400	1,585	1,378
26	225,700	1,594	1,386
27	227,100	1,604	1,395
28	228,400	1,613	1,403
29	229,800	1,623	1,411
30	231,100	1,632	1,419
31	232,300	1,641	1,427
32	233,700	1,651	1,435
33	234,900	1,659	1,443
34	236,300	1,669	1,451
35	237,500	1,678	1,459
36	238,800	1,687	1,467
37	240,100	1,696	1,475
38	241,300	1,705	1,482
39	242,500	1,713	1,490
40	243,800	1,722	1,498
41	245,000	1,731	1,505
42	246,300	1,740	1,513
43	247,500	1,748	1,520
44	248,700	1,757	1,528
45	250,000	1,766	1,536
46	251,200	1,774	1,543
47	252,400	1,783	1,550
48	253,700	1,792	1,558
49	254,900	1,801	1,566
50	256,200	1,810	1,574
51	257,400	1,818	1,581
52	258,600	1,827	1,588
53	259,900	1,836	1,596
54	261,100	1,844	1,604

55	262, 300	1, 853	1, 611
56	263, 600	1, 862	1, 619
57	264, 800	1, 871	1, 627
58	266, 000	1, 879	1, 634
59	267, 200	1, 888	1, 641
60	268, 400	1, 896	1, 649
61	269, 600	1, 905	1, 656
62	270, 800	1, 913	1, 663
63	271, 900	1, 921	1, 670
64	273, 200	1, 930	1, 678
65	274, 300	1, 938	1, 685
66	275, 400	1, 945	1, 692
67	276, 600	1, 954	1, 699
68	277, 700	1, 962	1, 706
69	278, 700	1, 969	1, 712
70	279, 800	1, 977	1, 719
71	280, 700	1, 983	1, 724
72	281, 600	1, 989	1, 730
73	282, 500	1, 996	1, 735
74	283, 500	2, 003	1, 741
75	284, 400	2, 009	1, 747
76	285, 300	2, 015	1, 752
77	286, 300	2, 023	1, 759
78	287, 200	2, 029	1, 764
79	288, 100	2, 035	1, 770
80	289, 000	2, 042	1, 775
81	290, 000	2, 049	1, 781
82	290, 800	2, 054	1, 786
83	291, 500	2, 059	1, 791
84	292, 200	2, 064	1, 795
85	293, 000	2, 070	1, 800
86	293, 500	2, 073	1, 803
87	293, 900	2, 076	1, 805
88	294, 300	2, 079	1, 808
89	294, 700	2, 082	1, 810

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

第3条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する</p>

る地域手当の月額の合計額をいう。) に、その職員の勤務期間による割合 (第7項において「期間率」という。) に勤務成績による割合 (第11項において「成績率」という。) を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の106.25 (特定管理職員にあっては、100分の126.25) を乗じて得た額の総額
- (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 (特定管理職員にあっては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額

6～10 [略]

11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の111.25 (特定管理職員にあっては、100分の131.25)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の51.25 (特定管理職員にあっては、100分の61.25)

12 [略]

る地域手当の月額の合計額をいう。) に、その職員の勤務期間による割合 (第7項において「期間率」という。) に勤務成績による割合 (第11項において「成績率」という。) を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の107.5 (特定管理職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額
- (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の52.5 (特定管理職員にあっては、100分の62.5) を乗じて得た額の総額

6～10 [略]

11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の112.5 (特定管理職員にあっては、100分の132.5)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の52.5 (特定管理職員にあっては、100分の62.5)

12 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程 (以下「改正後の給与規程」という。) 第12条第1項、別表第1及び別表第4の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与規程第19条第4項及び第5項並びに第22条第5項及び第11項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前

のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。